

医療費のお知らせ（医療費通知）の変更について

組合員の皆様が、ご自身の受診管理ができるように、「医療費のお知らせ」をお送りする事業を行っております。

前年度までは2ヶ月毎、年6回「医療費のお知らせ」をお送りしていましたが、令和4年度から3か月毎、年4回の発行に変更いたしました。

前年度まで		令和4年度（8月から）	
発送月	通知対象診療月	発送月	通知対象診療月
5月	1月・2月診療分	5月	12月・1月・2月診療分
7月	3月・4月診療分	8月	3月・4月・5月診療分
9月	5月・6月診療分	11月	6月・7月・8月診療分
11月	7月・8月診療分	2月	9月・10月・11月診療分
1月	9月・10月診療分		
3月	11月・12月診療分		

※ 令和4年5月までは2か月分でお送りいたしました。令和4年8月から3か月分のお知らせに変更となりました。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の差額通知の変更について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は新薬に比べ低価格で利用できます。

健康保険組合ではジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を促進することで、皆様方と健康保険組合の両方の負担が軽減されるため、切り替えた場合の差額をお知らせする事業を行っております。

このお知らせは、前年度まで5・9・11・3月の年4回行っておりましたが、令和4年度から、保険者全体の広報を統一する目的で、全国健康保険協会の広報月に合わせ8月と2月の2回に変更いたしました。